

広島県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十八年三月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中領家庄原線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
庄原市西本町二丁目八九〇番八地先から 庄原市西本町二丁目四〇四番九地先まで		新	一三・〇〇〃 二一・九〇	一四六・〇〇	拡幅
		旧	七・五〇〃 九・五〇	一四六・〇〇	